

第六十三号議案

江戸川区立障害者支援ハウスの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者支援ハウスの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立障害者支援ハウスの指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立障害者支援ハウス	名称		指定の期間
	所在地	指定管理者	
	新宿区西新宿八丁目三番三九号 STSビル内	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 理事長 上原 明子	平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区立障害者支援ハウスの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。